



日本赤十字社

クロス・レター

第34号

旭川赤十字病院広報委員会 発行

社費(会費)、義援金などの使途について

皆さま方にご協力いただいております社費(会費)や義援金、救援金、または当院あてにいただく寄付金につきましては、次のとおり活用されております。



1、社費(会費)について

日本赤十字社の活動資金となります。災害で被災した方々への医療救援や物資などの支援、復興支援のほか、子ども達への防災教育、一般の方々への応急手当の知識や技術の普及活動を実施しています。

2、義援金について

日本赤十字社を通じ、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額送金され、同委員会で定める配分基準に従って被災者へ届けられます。

なお、義援金は、国や自治体が行う復旧事業や日赤の災害救護活動などに使われることは一切ありません。

3、救援金について

世界各国の赤十字社・赤新月社を通じて被災国の赤十字社に寄せられるものを「救援金」と呼んでおり、全額被災国の赤十字社が行う被災者支援活動に役立てられます。

4、寄付金について

当院あてにいただく寄付金は、当院の医療事業運営への活用と、一部は日本赤十字社の活動資金となります。

なお、当院あてにいただいた寄付金につきましては、寄付者様のご承諾の上、院内にお名前を掲示させていただくこととしております。

今後とも皆さま方のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

【地域の皆様へ】

当院は地域と連携し救急患者を夜間、休日または深夜を含む24時間診療することのできる体制を整えています。担当医師は正面玄関掲示にてご確認ください。